

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

新潟市

2 地域再生計画の名称

環日本海物流拠点機能向上計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

本計画の認定から 5 年間(暫定)

4 地域再生計画の意義及び目標

新潟市は本州の日本海側中央部に位置し、対岸諸国である中国、韓国及びロシア等との交流に地理的に優位であるばかりでなく、国際空港、中核国際港湾を併せ持つ等日本海における玄関口としての機能も充実している。

現在、新潟空港は、ハバロフスク線、ソウル線、ハルビン線など国際 8 路線、国内 11 路線のネットワークを持ち、特にロシア極東地域と、日本とを結ぶ動脈として機能している。

また、新潟港は明治元年(1868 年)に日米修好通商条約によって 5 港の一つとして開港した歴史ある国際貿易港であり、釜山航路、中国航路、北東アジア航路、東南アジア航路、トランスシベリアコンテナ航路の外貿定期コンテナ航路 5 航路を含む外貿定期航路 11 航路を有し、日本海側唯一の「中核国際港湾」として、東アジアにおけるハブ港としての機能確立してきた釜山を経由して世界へ通じるほか、上海、大連、香港、シンガポールなどアジアの主要な港とダイレクトな運航が行われている。

さらに、東南アジア - 北米間を結ぶ基幹コンテナ航路では、時間的、経済的優位性から日本海ルートの発展の可能性も見えてきたところである。

一方、国内各地への陸上輸送では、上越新幹線とともに北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道という高速道路ネットワークが整備されており、これまでも日本海側における拠点都市としてその役割を担ってきた。

今後、中国市場の開放や対口投資の増加など、対岸との経済活動がさらに活発化するこ

とが予想される中、本市の物流拠点機能は、地域経済のみならず、我が国全体経済の中でもこれまで以上に重要になっていく。

本市には、西地域における物流拠点として、新潟西バイパスに面した新潟市流通センターや国道８号線沿線に点在する物流施設があるが、これら施設と直近の新潟西ＩＣを連結する新潟西バイパス、国道８号線は、朝夕渋滞しており、物流施設の機能を阻害している。

今回、これら物流拠点と近接する黒埼ＰＡにおいて、スマートＩＣを設置することにより、北陸自動車道の利便性を向上させ、分担率を高め、新潟西バイパス、国道８号線の負荷を低減する。

また、市はスマートＩＣへの取付道路の整備を行い、高速道路や周辺道路の利用形態の多様化を図り、新潟市流通センター等の物流拠点としての環境を整備するとともに、運輸業（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業）に対し、「新潟市物流施設立地促進補助金」による助成措置（５年の時限措置）を講ずることにより、物流施設の立地を促進し、物流拠点の立地を促進する。

これら施策の連携により本市の物流体系をハード、ソフト両面から拡充し、そのポテンシャルを高めることで、地域経済の活性化を目指す。

５ 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本市は、“ハバロフスク、ウラジオストック両市とのビジネス案件の収集と現地における市内企業のＰＲ、初期段階での簡易な商談の代行等をする”支援体制の整備などを行うロシア極東経済交流事業や経済ミッションの派遣などを独自に行うとともに、県等と共同で海外ポートセールス事業や新潟・北東アジア経済会議を開催するなど、日本海沿岸諸国との経済交流を促進している。

これら物流拠点機能の向上から起こる雇用機会の拡大や製造業への波及効果、また日本海沿岸諸国との経済交流の促進等により、計画年度ごと１社以上の誘致を図り地域経済を活性化させる。

６ 講じようとする支援措置の番号及び名称

【番号】２１２０１２

【名称】スマートＩＣの社会実験の実施

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組

特になし

(2) その他の関連する事業

- 物流施設立地促進事業(物流施設立地促進補助金) (事業主体：新潟市)
- スマートインターチェンジからの取付道路の整備 (事業主体：新潟市)

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

【番号】2 1 2 0 1 2

【名称】スマートＩＣの社会実験の実施

2 当該支援措置を受けようとする者

新潟市

3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容

平成１６年度、北陸自動車道黒埼ＰＡにおいて、「スマートインターチェンジの社会実験(国土交通省)」の実施を要望し、一般道路に容易に接続可能なスマートインターチェンジを設ける。

また、スマートＩＣへの取付道路を本市が整備するとともに、運輸業（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業）に対し、助成措置（５年の時限措置）を講ずることにより物流施設の立地を促進する。